

市第 131 号議案

横浜市一般職職員の休暇に関する条例等の一部改正

横浜市一般職職員の休暇に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の休暇に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条第 2 項中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加える。

第 4 条第 1 項第 7 号中「子」の次に「（民法（明治29年法律第 89号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第27条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第10号、第13号及び第15号において同じ。）」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第5条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者のおのおのが当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「の1歳到達日（）」を「が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「が1歳6箇月に達する日」を「の1歳6

箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員として当該児童を委託することができないものに限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第7条の3第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第7条の3中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第7条の6第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第9条第2項中「を承認されている」を「又は同条例第5条の2第1項に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又

は当該介護時間若しくは当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「育児時間を承認されている非常勤職員については」を「当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

(横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年4月横浜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「達するまでの子」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項に規定する子をいう。)」を加え、「又は介護休暇(当該職員が)」を「、介護休暇(当該職員が要介護者(」に改め、「もの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

第15条の4中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児休業に関する規定の整備を図るとともに、介護時間を新設するため、横浜市一般職職員の休暇に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の休暇に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（休暇の種類）

第2条 休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とす
及び介護休暇
る。

2 年次休暇及び特別休暇は有給の休暇とし、介護休暇及び介護時
間は横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市
条例第15号）第13条の規定により給与額を減額する休暇とする。

（特別休暇）

第4条 職員は、特別休暇として次の各号に掲げる休暇を当該各号
に掲げる場合に受けることができる。

（第1号から第6号まで省略）

(7) 骨髓等提供休暇 職員が骨髓移植のための骨髓若しくは末梢^{しょう}
血幹細胞移植のための末梢^{しょう}血幹細胞の提供希望者としてその登
録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母
、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定
により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子
縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る
家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって
、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第
164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2
号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童そ
の他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む
。第10号、第13号及び第15号において同じ。）及び兄弟姉妹以

外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

(第8号から第16号まで及び第2項省略)

(介護時間)

第5条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者のおのおのが当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

横浜市職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(第1号及び第2号省略)

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 省略)

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子
その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」

をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(第2条の
 という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込
 3第3号において「1歳6箇月到達日」という。)までに
 まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過す
 、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後の
 る日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更
 もの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されない
 新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが
 ことが明らかでない非常勤職員
 明らかである非常勤職員を除く。)

(ウ)省略)

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(そ
 次条第3号
 の養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条におい
 の1歳到達日(て「1歳到達日」という。))(当該子について当該非常勤職
 員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到
 達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)におい
 て育児休業をしている非常勤職員に限る。)

(ウ)省略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福
 祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育
 里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する
 者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号
 に規定する養子縁組里親である職員として当該児童を委託するこ
 とができないものに限る。)に同法第27条第1項第3号の規定に
 より委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各
 第2条の2
 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の 1歳6箇月到達日 が1歳6箇月に達する日
（ア及びイ省略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の4 （本文省略）
第2条の3

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産した
育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産
ことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の
したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条

休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつて規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取

り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同条

に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員

と別居することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当した

ことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定

する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこ

と。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定に

よる請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組

の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立

しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置

が解除された場合

(3) (本文省略)

(2) (本文省略)

(4) (本文省略)

(3) (本文省略)

(5) (本文省略)

(4) (本文省略)

(6) (本文省略)

(5) (本文省略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(6) 第2条の2第3号

(8) (本文省略)

(7) (本文省略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第7条の3 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別

の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始める、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

産前の休業若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第7条の6第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) (本文省略)

(4) (本文省略)

(5) (本文省略)

(6) (本文省略)

(7) (本文省略)

(部分休業の承認)

第9条 (第1項省略)

- 2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。次項において同じ。）以外の職員に対する前項の承認については、1日につき、2時間（育児時間（横浜市一般職職員の休暇に関する条例第4条第1項第13号に規定する育児時間又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間をいう。以下同じ。）又は承

同条例第5条の2第1項に規定する介護時間（以下「介護時間」
認されている
という。）若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行
う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32
項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をす
るための時間の承認を受けて勤務しない職員については、2時間
 から当該育児時間 又は当該介護時間若しくは当該介護をするため
の時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない
 範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1項の承認については、1日につき、当
 該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間
 45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間
育児時間を承認されている
又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時
 非常勤職員については
 間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間 又は当該
介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない
 範囲内）で行うものとする。

横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（抜
 粋）

（上段 改正案）
 （下段 現行）

（給与の減額）

第15条 （第1項省略）

- 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するま
 での子 （地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第
110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する
子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しない

ことをいう。) ~~、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母又は介護休暇（当該職員が~~
、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの~~をいう。以下同じ。）~~の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) ~~又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）~~の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料、地域手当、初任給調整手当及び特殊勤務手当の合計額を減額する。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第15条の4 ~~育児休業法~~
~~地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律~~
~~第110号。以下「育児休業法」という。）~~第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。